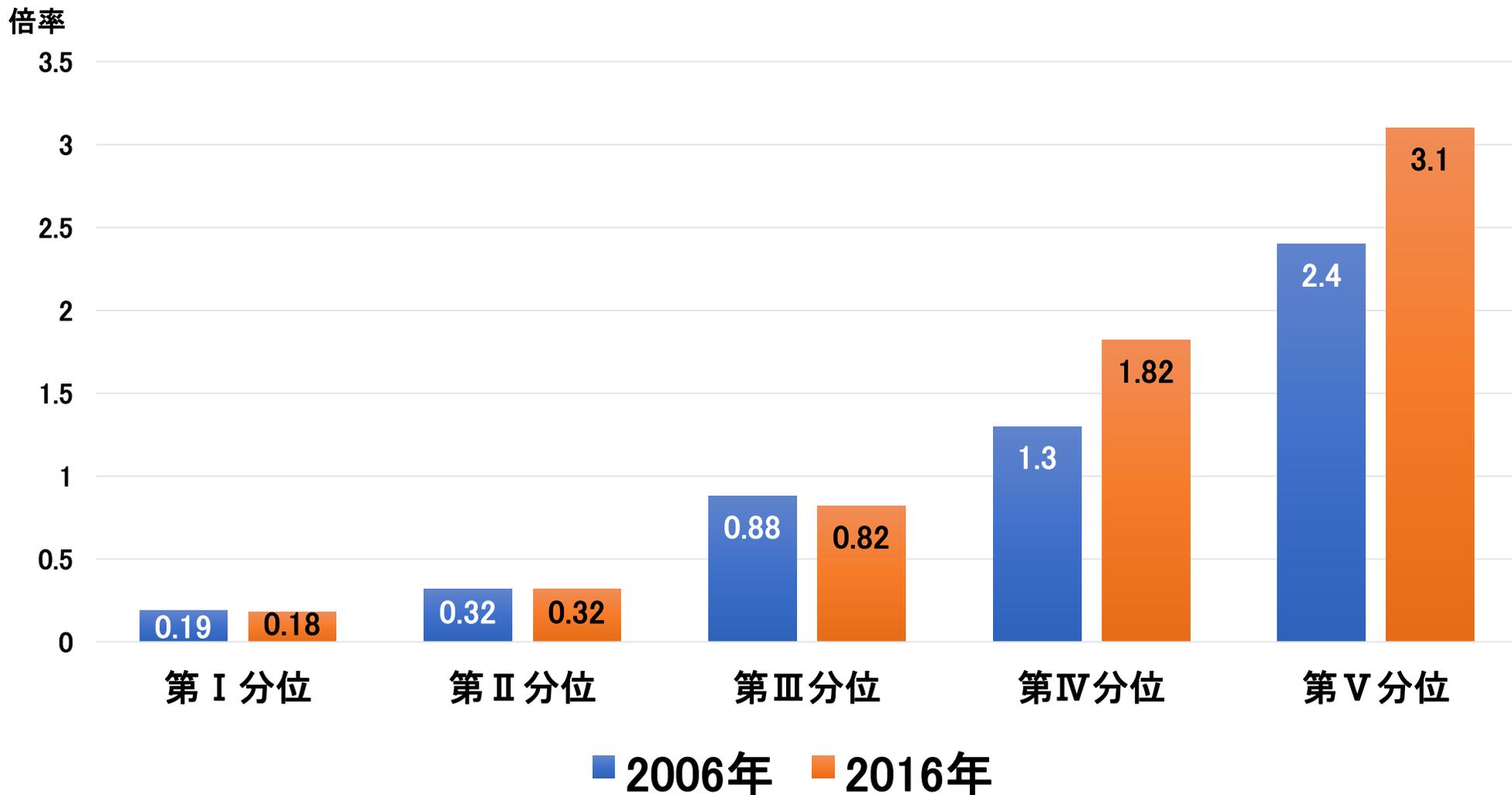


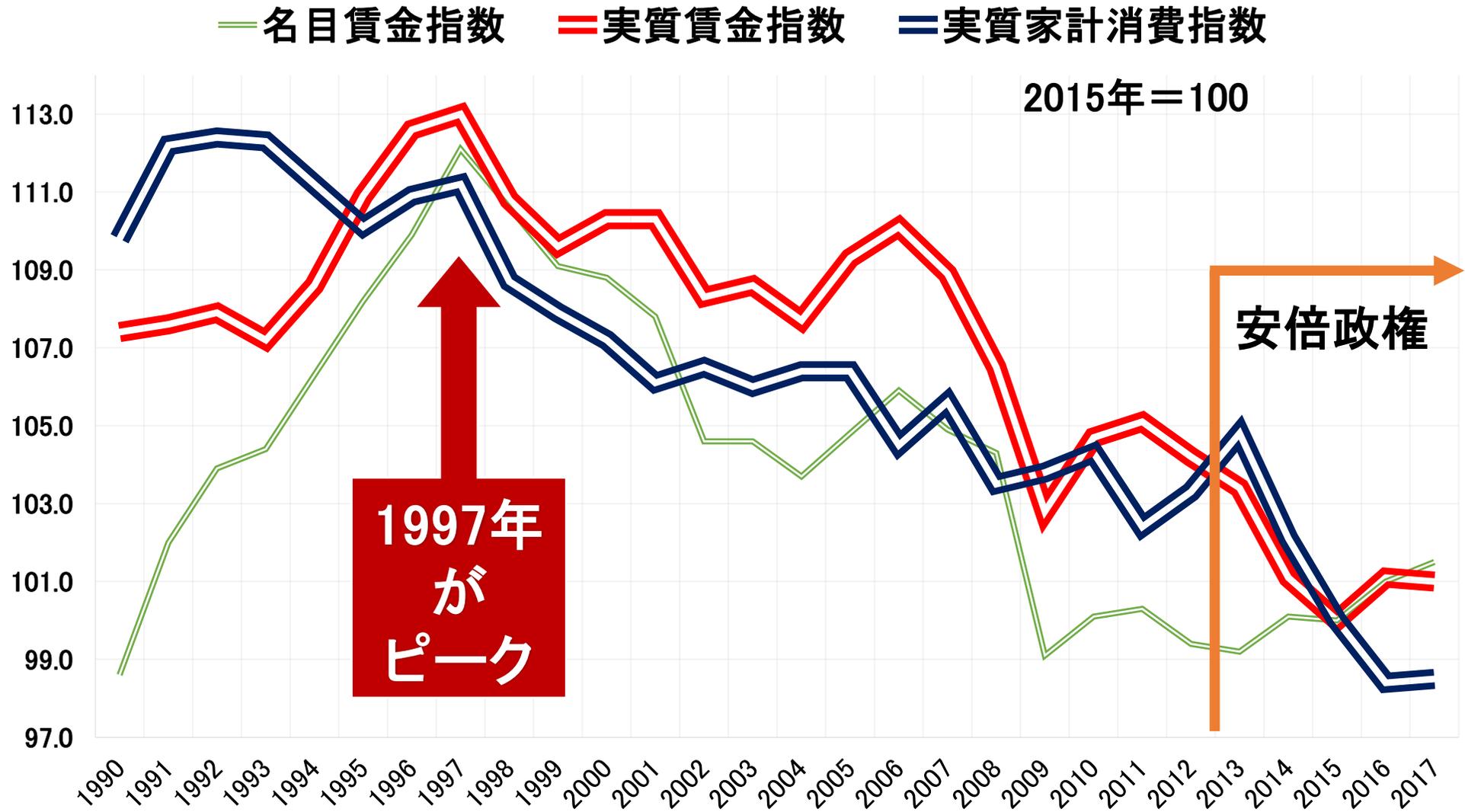
資料①: 求職者5分位階級別にみた有効求人倍率



平成30年3月5日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 石橋通宏

出典: 2017.12.29 DIAMOND online「景気拡大なのに実質賃金の下がるアベノミクスの本質」石水喜夫: 大東文化大学経済研究所兼任研究員による試算結果を、厚生労働省「一般職業紹介状況」データを使用して再現チェックした結果を基に石橋通宏事務所にて作成

資料②: 実質賃金と実質家計消費は長期停滞



資料③: 労働時間等規制の適用状況の比較

	労働時間 (36協定)	休日 (36協定)	休憩	割増賃金			年次給 有休暇	独自の 健康 確保 措置
				時間外 (25%)	休日 (35%)	深夜 (25%)		
管理・ 監督者	×	×	×	×	×	○	○	—
一般 労働者	○	○	○	○	○	○	○	—
裁量 労働制	※1	○	○	※1	○	○	○	○
*高度P 労働制	×	※2	×	×	×	×	○	○

※1 8時間を超える「みなし労働時間」を設定した場合には、36協定の締結・届出、割増賃金の支払が必要。

※2 対象業務に従事する対象労働者に対し、1年間を通じ104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上の日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えることとする。

*高度プロフェッショナル労働制は、平成29年9月15日の労政審答申「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」による。